

MRF（マネー・リザーブ・ファンド）累積投資約款（新旧対照表）

以下の約款につきまして、2023 年 10 月 1 日付で改正を行います。

MRF（マネー・リザーブ・ファンド）累積投資約款

条項	改正後	改正前
第 1 条	第 1 条（趣旨） この約款は、投資信託（投資信託総合取引規定第 1 条に定める「投資信託」をいいます。）に関する取引のうち、お客様が別途締結される当組合を代理金融機関とする三菱UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社（以下「投資一任業者」といいます。）の投資一任契約（以下「投資一任契約」といいます。）にかかる運用（以下「当該運用」といいます。）で使用される<u>三菱UFJ アセットマネジメント</u>株式会社の「国際の MRF（マネー・リザーブ・ファンド）」受益権（以下「MRF」といいます。）に関するお客様と当組合との間の累積投資に関する取決めです。当組合は、この約款に従って MRF の累積投資契約（以下「本契約」といいます。）をお客様と締結します。 2 この約款に別段の定めがないときは、MRF の目論見書、「投資信託総合取引規定」および同規定第 2 条各号に定める約款・規定の定めによるものとします。（以下省略）	第 1 条（趣旨） この約款は、投資信託（投資信託総合取引規定第 1 条に定める「投資信託」をいいます。）に関する取引のうち、お客様が別途締結される当組合を代理金融機関とする三菱UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社（以下「投資一任業者」といいます。）の投資一任契約（以下「投資一任契約」といいます。）にかかる運用（以下「当該運用」といいます。）で使用される<u>三菱UFJ 国際投信</u>株式会社の「国際の MRF（マネー・リザーブ・ファンド）」受益権（以下「MRF」といいます。）に関するお客様と当組合との間の累積投資に関する取決めです。当組合は、この約款に従って MRF の累積投資契約（以下「本契約」といいます。）をお客様と締結します。 2 この約款に別段の定めがないときは、MRF の目論見書、「投資信託総合取引規定」および同規定第 2 条各号に定める約款・規定の定めによるものとします。（同左）

以上

2023 年 10 月 1 日
丹波ひかみ農業協同組合